

Title	ドイツ農民戦争の歴史的意義 ( 下の二 )
Sub Title	Die historische Bedeutung des deutschen Bauernkrieges (Nr. 4)
Author	寺尾, 誠
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.6 (1958. 6) ,p.474(14)- 505(45)
JaLC DOI	10.14991/001.19580601-0014
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580601-0014">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580601-0014</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ドイツ農民戦争の歴史的意義 (下の二)

寺尾 誠

## 第六節 都市における動向

第二節で述べたように中世後期のドイツには三〇〇〇の都市が存在し、その内人口一〇〇〇以上の都市は、五〇あったといわれる。しかも西ドイツは東に比べ都市が多く、三―四マイルに一つの割合で存在していた。<sup>(注1)</sup> しかもライン河上流の西南ドイツの一角は「ラインの経済」die Rheinische Wirtschaftといわれ、一つの地方的な市場圏が形成されていたことも既に述べた。<sup>(注2)</sup> それは中世後期ライン河上流東部のシュヴァーベン<sup>(注3)</sup>の麻織物を中心とした各種織物産業地帯を中心に、ライン河の水路に沿ったケルン―フランクフルト―シュトラスブルグの交通路やケルン―フランクフルト―ニュルンベルグ(アウグスブルグ)―ザルツブルグ―ヴェニス<sup>(注4)</sup>の交通路、さらにフランクフルト―エルフルト―ゲルリッツ―リュベックの交通路等が発達したことにより、地方的市場圏として重大な役割を担うと共に、ドイツ国内でも北方のハンザ商業圏へもつながるものであつ

<sup>(注5)</sup>。その上この地方は十五世紀以来スイス、ティロル、ザルツブルグ等を通じイタリアとの交通が盛んになるにつれ、ヨーロッパ内陸の国際的な遠隔地商業の中心地となったのである。かくして西南ドイツ商業資本はこのような地方的市場圏を背景にイタリアのヴェニス、ミラノ、ナポリ、ジェノア、ローマ、フロレンスをはじめジュネーブ、リスボン、バルセロナ、ヴァレンシア、ブルーージュ、アントワープ、ウィーン等のヨーロッパ中の諸都市に互って活躍し、輝かしい「フッガー家の時代」を建設したのである。<sup>(注6)</sup> 一時的ではあれドイツは「初めて真の国際商業の中心点、通過地点となった」(ランプレヒト)のである。<sup>(注7)</sup> この時期の遠隔地商業は交通の未発達による或る程度独占的な地位を利用し、各地の市場圏の価格差を巧みにつかみ、流通過程において莫大な譲渡利潤を得ていた。そしてこれら商業資本の取扱う商品は東洋の香料や胡椒等の特産物、イタリア、スペインのサフラン、西南ドイツの麻、毛織物、北方の魚、木材、その他各地の塩、葡萄酒やイギリスの羊毛、フランドルの

毛織物、南、中ドイツの銅、銀、錫等にニュルンベルグの金物といつた広範囲のものであつた。<sup>(注8)</sup> だがこの時期におけるドイツ商業資本の独占的地位は一方で東洋とイタリアを結ぶ交易路がトルコ軍の侵入によって断たれ、他方でアフリカ廻りのインド航路の発見に始まる海上商業の時代の進展と共にイタリアと同じ没落の運命をたどらざるを得なくなる。「十六世紀の資本主義はドイツの国民経済の基盤をふみこえ、世界経済の一要因となった。それはドイツの国民経済とその生産構造を革新しなかつた。……ドイツ初期資本主義からドイツ自身程何の利益も得なかつた西欧の国はない」(マイヤー)。<sup>(注9)</sup> マイヤーの指摘の通り、ドイツ商業資本は自立化した発展を遂げ、フッガー等に見られるように遂にはハプスブルグ家を中心とする領邦諸侯を相手とする巨大高利貸資本に転化し、寄生化した存在となつて行くのであり、ここに、この時代のドイツの経済的繁栄のあだ花的性格が存在する。<sup>(注10)</sup> これは何よりも封建反動の勝利、封建的土地所有体制の強化に示されるドイツにおける封建的生産様式の強固な残存によるものである。

しかしこのようなドイツの国際商業における高い地位はドイツ国内に何等の変化も与えなかつたであらうか。既に述べたようにこの国際商業の活力は一つには当時の西南ドイツの占めた地理的有利さに依存していたが、他方ではこの地方の歴史的條件にも依存していた。ウェーバーの指摘する「集約的な地方的商業交通」にとり恵まれた平野、谷間、盆地の混在する自然条件と共に、この地方では一

ドイツ農民戦争の歴史的意義

定の歴史的発展の結果として社会的、地域的分業が或る程度進展していたのである。都市相互の間でもニュルンベルグの金物とアウグスブルグの織物のような特殊産業の地域的分業が既にあつたし、農村工業の盛んな地方では都市だけではなく、附近一帯の農村を含めた生産地帯も成立していたし、鉱山業の隆盛と共に新しく鉱山都市も誕生した。このような地域的、社会的分業が、遠隔地商業の発展による遠隔地市場の拡大により刺激を受けたことはいうまでもない。中世的な註文生産から市場向けの商品生産への転換がみられ、資本と労働の関係も様々な形で成立して来るようになる。そしてこのような国際商業の発展に伴う生産の前進は都市を中心とした商品・貨幣経済を二層推進せしめ「領主財産の危機」、封建体制の危機を激成せしめたことはいうまでもない。元来中世都市は附近の農村を含めた局地的市場圏を持ち、「圧倒的に農村的な雰囲気」(ヒュッシャー)で様々の規制を設けていたといわれる。<sup>(注11)</sup> 勿論かかる定義そのものが厳密に適合したものではないだろうが、中世後期に今述べたような変化が中世都市のかかる性格にどのような影響を及ぼしたかという問題を先ず都市内部の市民層の構成からみて行きたい。

<sup>(注12)</sup> まずイエヒトに従い都市の規模別に三つに大別して分析してみよう。<sup>(注13)</sup>

(一) 農耕市民都市 die Ackerbürgerstadt

人口一〇〇〇内外のこうした小都市は当時三〇〇〇の都市の内二八〇〇もあつたといわれ農村的な性格を多分にもつていた。<sup>(注14)</sup> 十四世

紀ライン・ファルツ市の市民の資産別構成は第一表の通りである。<sup>(注14)</sup>  
 即ち六二%にのぼる住民が二〇一六〇グルデンの資産所有者である。さらにポードン湖畔のブレゲンツ市は五一七〇〇の人口の小都市であるが、一五五七年の資産別の構成は第二表に示されている。<sup>(注15)</sup>  
 ここでも五〇一〇〇〇ポンドのものが全体の七七%を占めている。また一三九四年のヴェルテムベルグのロテンブルグ市の例は

第一表

20	グルデン以下	29.5%
60	グルデン以下	61%
300	グルデン以下	3%
300	グルデン以上	7%

第二表

50	ポンド以下	19.8%
1000	ポンド以下	77%
1000	ポンド以上	3%

第三表

20	ポンド以下	53人
100	ポンド以下	71人
300	ポンド以下	36人
500	ポンド以下	10人
1000	ポンド以下	3人
1000	ポンド以上	1人

第三表の通りである。<sup>(注14)</sup> ここでは一〇一五〇〇ポンドのものは二八・四%であるが、小資産の二二一〇〇ポンドのものは三四・二%もあり、この両方で六二・六%に達する。中部ドイツの中小都市十七についてみると第四表の通りである。<sup>(注15)</sup> この内上位三つの都市を除くと一〇四八一七二人の人口の小都市である。これらの都市ではいずれも二六一一〇〇グルデン、一〇一三〇〇グルデンのものが多く、これらは各都市での中産層をなしている。これらの小都市で

は市民は手工業、商業と共に、農業を行い、市場権や手工業で僅かに村落と区別し得る程度のもが多かった。そして中世後期の新しい経済的变化にも殆どふれずに存在していたといえよう。

(二) 産業及び商業都市 die Gewerbe- und Handelsstadt

このような静止的な型の都市から、より大きな地方的な有力都市といわれうるものに向けてみよう。まずフランクフルト・アム・マイン、バーゼル、テューリンゲンのミュールハウゼンをあげよう<sup>(第五、六、七表)</sup>。中世末期のフランクフルトの人口は約一〇〇〇〇だが、一四九五年の資産別構成をみると、二〇フロリン以下のものが四五・七%で下層市民の増大が目立ち、二〇一〇フロリンの小資産のものが二六・八%、その上の層が二〇・二%となっている。バーゼル市では十五世紀八〇〇一〇二〇〇〇の人口であったが一四四六年一七六年の資産別構成をみると、最下層の三〇フロリン以下のものが多少減少はしているが五一・九一四四・五%と圧倒的に大きな比重を占めている。十五世紀後半に到り、この層が六%減り、三〇一〇フロリンの小資産のものが四・四%、一〇〇一〇〇〇の中産層が一・八%ほど増大している。テューリンゲンのミュールハウゼンはミュンツァーの活躍した都市であるが、八〇〇〇一〇二〇〇〇の人口を持っていた。ここでも一〇マルク以下のものが五〇%内外を占め、十五、六世紀にかけて一〇一五〇マルクのものが増え、五〇一〇〇、一〇〇一五〇〇マルクのところが多くなっている。これらの都市市民の資産別構成の特徴は無産に近

第四表

都市名	総人数	25グルデン以下		100グルデン以下		300グルデン以下		1000グルデン以下		3000グルデン以下		3000グルデン以上	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
Torgau a) Stadt	455	—	—	59	12.97	100	21.97	207	45.51	87	19.11	2	0.44
b) Vorstadt	274	12	4.42	183	66.8	70	25.5	9	3.26	—	—	—	—
c) gesamt	729	12	1.65	242	33.01	170	23.24	216	30.05	87	11.8	2	0.25
Wittenberg	397	3	0.7	70	17.7	109	27.5	170	42.8	38	9.6	7	1.7
Herzberg	262	29	11.1	116	44.3	55	21.1	62	23.7	—	—	—	—
Kemberg	220	—	—	56	25.45	124	56.3	39	17.8	1	0.45	—	—
Jessen	225	8	3.56	140	62.23	47	20.88	30	13.33	—	—	—	—
Eilenburg	209	3	1.43	73	34.92	100	47.87	32	15.31	1	0.47	—	—
Liebenwerda	173	2	1.25	103	59.1	61	35.4	7	4.35	—	—	—	—
Prettin	128	2	1.56	26	20.31	58	45.31	41	32.05	1	0.77	—	—
Domnitzsch	128	6	4.68	53	41.42	64	50.1	5	3.9	—	—	—	—
Bitterfeld	118	3	1.69	68	56.78	36	31.36	11	10.17	—	—	—	—
Schildau	77	5	6.49	46	59.74	25	32.47	1	1.3	—	—	—	—
Schlieben	90	13	14.5	61	67.75	16	17.75	—	—	—	—	—	—
Wahrenbrück	58	16	27.6	32	55.2	10	17.2	—	—	—	—	—	—
Uebigau	71	11	15.5	49	69.1	11	15.5	—	—	—	—	—	—
Belgern	175	22	12.1	76	44.1	76	43.42	1	0.58	—	—	—	—

第五表

20	フロアリン以下	45.7%
100	フロアリン以下	26.8%
200	フロアリン以下	8.2%
1000	フロアリン以下	12.0%
5000	フロアリン以下	5.5%
5000	フロアリン以上	2.8%

第六表

	1446	1453/54	1475/76	
30	フロアリン以下	51.9%	50.9%	44.5%
100	フロアリン以下	16.7%	17.2%	21.6%
200	フロアリン以下	11.2%	10.6%	8.9%
1000	フロアリン以下	14.8%	14.0%	17.5%
2000	フロアリン以下	2.4%	3.0%	3.4%
2000	フロアリン以上	3.0%	4.3%	4.1%

第七表

	1418/19	1504/05	1552/53	
10	マルク以下	52.27%	46.89%	52.65%
50	マルク以下	30.53%	25.15%	18.46%
100	マルク以下	9.72%	15.71%	16.08%
500	マルク以下	7.05%	11.71%	12.34%
500	マルク以上	0.44%	0.54%	0.47%

い最下層の市民と、小資産のものが圧倒的に多く、本来の中産市民層が小都市と比べその割合を減じていることである。なお先にあげたルターの居所であったヴィッテンベルグなどは一五四二年二五三六の人口であったが、その資産別構成をみると(第四表)、中間層が七〇・三%を占め、下層市民は少なく、(二)の型の都市に近い様相を示している。なお(一)と(二)の型の間にはこういう中間的な都市が存在していた。

(三) 輸出商工業都市 die Exportgewerbe- und Handelsstadt  
この都市こそ、商業資本の活躍の舞台となったのであるが、ここで

はアウグスブルグ市を取り上げてみよう。これについてはハルトウクンのすぐれた分析がある。<sup>(註17)</sup>一四七五年に緊急の追加税 Zuschlagsteuer が全市民に課せられたが、これには通常、無産の為資産税をかけた最下層の市民が含まれている。この時の市参事会の布告には次のように記載されている。

“Item ain yeder betler 107 geit ainer 4 den. tut 2 fl. 8 den.  
Item ain yeder tagwerker 151 geit ainer 6 den. tut 4 fl. 66 den.  
Item ain habuit handwerker 2700 geit ainer 12 den. tut 154 fl. 60 den.  
Item habuit bis in 1 fl. (3 fl. 6 誤り) 420 geit 14 den. tut 28 fl.  
Item von 3 fl. bis 1 fl. 532 geit ainer 16 den. tut 40 fl. 2 lb minus 8 den. ....”<sup>(註18)</sup>(なお、この分類は納税額による。)

この布告に示された数字を整理すると第八表の一四七五年のものと<sup>(註19)</sup>なる。この都市の特徴としてまず指摘しなくてはならないのは一〇フロアリン以下のもの下にさらに乞食が一〇七人、日傭労働者が一五一人、無産の手工業者が二七〇〇人合計二九五八人の無産の貧民層が存在していたという事実である。この層だけで全市の人口の六五・九%を占めており、これに一〇フロアリン以下のもの三〇・六%を加えるならば九六・五%となる。なおこの表の他の年度(一四七二―一五五四年に到る)のものは、他の直接税につきハル

第八表

年度	納税者数	無産者	10フロアリン以下	20フロアリン以下	50フロアリン以下	100フロアリン以下	100フロアリン以上
1471	5109	65.4%	31.6%	1.7%	1.0%	0.21%	0.08%
1475	4485	65.9%	30.6%	1.7%	1.3%	0.44%	?
1498	5351	43.6%	53.2%	1.48%	1.12%	0.43%	0.17%
1512	5480	45.2%	50.6%	1.53%	1.42%	0.71%	0.53%
1526	6097	54.1%	41.6%	1.44%	1.54%	0.8%	0.65%
1540	7155	52.4%	42.1%	1.74%	1.93%	0.85%	0.92%
1554	8242	53.2%	40.5%	2.0%	1.98%	1.15%	1.14%

トゥンクが整理したものであるが、このような全く無産の市民はいずれの場合も半数内外を占め、十六世紀への変り目に四三・六%に減るが、十六世紀に入って再び上昇し二五二六年には五四・一%に達している。これに対応して一〇フロアリン以下のものは三〇%前後から十六世紀への変り目に五三・二%に達し以後再び四〇%強にまで下っている。ハルトゥンクはこの変化は十六世紀初頭のこの都市の経済的繁栄が下層市民にも一時好影響を与え、その後再び、分解が進み、漸次的なプロレタリア化が起っていったとみて<sup>(註20)</sup>いる。ともかくこのような下層市民が圧倒的に多く、中産層の市民が極めて少ないという事実はこの都市の特徴を示している。しかもこのような貧民層の増大に対応し一〇フロアリン以上の最上層をはじめ五〇―一〇〇

ドイツ農民戦争の歴史的意義

第九表

年度	上位資産所有者数	資産総額
1467	39	232209~464418
1498	99	956168~1912336
1509	122	1295867~2591734
1540	278	5110783~10221566

フロアリン、またそれ以下のものが人数の点でも若干の増大を示している。これについてはさらにシュトリダーのすぐれたこの都市の上層市民の分析から第九表を引用しよう。<sup>(註21)</sup>即ち一四六七年から一五四〇年の間に上位の高額所得者は三九人から二七八人に上昇し、その資産総額も五一〇七八三フロアリンから一〇二二一五六六フロアリンの間という巨大なものとなっている。そして勿論この中にはフッガーをはじめとする大商業、高利貸資本家が名を連ねていたわけである。かくしてこの都市は遠隔地国際商業の中心地として、またそのための織物業の都市として、この時代に経済的繁栄の頂点にあつたのであるが、ここでは中産都市的な中産層は殆ど意味を失い、一方における致富と他方における「徐々に進行しつつあるプロレタリア化」こそがこの種の都市の特徴であった。しかしこのような都市は当時むしろ例外的であつて、むしろ(二)の型に属する地方的な都市が有力都市として多かったが、これらの都市でも中産市民層は程度の差はあれ小都市と比べてその割合が少なく、下層市民が増大していることは既に見た通りである。なお新興鉱山都市については適切な資料がないが、南ドイツのシュヴァツでは当時全人口三〇〇〇〇といわれたが、その

内鉱山で働く者二二〇〇〇であったし、ティロルのファルケンシュタイン鉱山では一五五四年七四六〇人の坑夫がいたといわれる。従ってこれらの都市においても無産の労働者が圧倒的に多かったことが推定されよう。

さて(二)(三)の都市についてみられる以上のような変化についてより具体的にみてみよう。この当時これらの都市ごとに(二)に属する都市ではどのような職業に市民が従事していたらうか。エルフルト市の十六世紀初頭の市民二二七二人の職業別の統計をみると第十表の通りとなり、手工業者が五五・六%を占めていることが判る。一四四〇年のフランクフルト・アム・マインについても同様のことがいえる(第十一表)。ここでは自立営業者の五八・三%が手工業に従事している。なお前者では二三・三%、後者では一八・三%とほぼ同じ率のものが、農業、菜園、葡萄園、漁撈等に従事している。商人は両方とも約一二%にしかならない。そこでこのような都市で半数を占める手工業者について中世後期の変化をみて行くことにより市民層の変化をみて行きたい。一四二九年のバーゼルにおける手工業者の資産別の構成を全人口のそれと対比してみよう(第十二表)。全人口と比べ手工業者は一〇・一五〇フロリンで八・三%、一五〇―二〇〇フロリンのものが二・三%多く、二〇〇―フロリン以上が四%、一〇―フロリンが六・六%少ない。従って全人口との対比でいうならば中間層にやや集中しているといえよう。しかし小資産のものが全体の五二%を占め、最下層の市民に属する

第十表

職業	人数	%
商業	306	12.90
交通業	553	23.33
手工業	1919	55.60
知的職業	54	2.27
その他	86	3.62
その他	54	2.28
合計	2372	100

第十一表

職業	人数	%
手工業	1050	58.3
原始産業	330	18.3
商業交通旅館業	230	12.8
公的職業	60	3.3
不定の賃労働者	60	3.3
自由職業	30	1.7
無音	30	1.7
楽師その他	10	0.6
合計	1800	100

第十二表

資産	総人口	手工業者
10 フロリン以下	25.6%	19.0%
150 フロリン以下	44.0	52.3
2000 フロリン以下	25.4	27.7
2000 フロリン以上	5.0	1.0

第十三表

資産	総人口	手工業者
20 フロリン以下	45.7%	32.7%
100 フロリン以下	26.8	32.6
200 フロリン以下	8.2	12.5
1000 フロリン以下	12.0	19.2
5000 フロリン以下	4.5	2.8
5000 フロリン以上	2.8	0.2

ものも二〇%にのぼっていることは、これら手工業者が必ずしも全て裕福でなく、平等均一な階層でなくなっていることを示している

る。フランクフルト・アム・マインについて一四九五年の同様の表をみてみよう(第十三表)。ここでも、バーゼル同様に手工業者が全人口と比べなお中間層に集中する傾向がみられる。即ち一〇―一〇〇フロリンのものが三一・七%と一〇%も上廻っている。しかし二〇―一〇〇フロリンは五・八%手工業者の方が多く、最下層は全体より一三%ほど少なくはあるが、三二・七%で小資産層と合計すれば手工業者全体の六五・三%となり、生活程度からいって余り恵まれない手工業者が多かったことを示している。従って中世後期の中位以上の都市における中産市民層の減少と下層市民の増大の傾向にはこれら手工業者間の社会的分化が大きな影響を与えているように思われる。アウグスブルグ市において無産の手工業者が二七〇〇人も存在し、中産層が極めて少なかったこともこのことを示している。このような市民の主要部分を占める手工業者間の社会的分化を手工業者の共同組織であるツンフトについてみてみよう。まずツンフトの主要な構成員である親方 Meister についてみてみよう。これについてはエルフルトについてよい例がある。即ち同じツンフト内の富裕な親方と平均の資産のものを比べてみるとパン焼業者では平均二〇―グルデンに対し一三四三グルデン、仕立屋は九八グルデンに対し一四四七グルデン、織物業では七六グルデンに対し八九六グルデン、染物業では一一一グルデンに対し一〇三九グルデンといったところである。こうした手工業者の中には部門によって遠隔地商業の発展と共に自ら商人的活動を行い、フッカーのように、富

を蓄積し同じツンフトの他の親方に対し前貸を行う者すら出て来ている(註28)。これは西南ドイツの織物業において最も特徴的な事実であったが、ニュルンベルグの金物業等においてもみられた(註29)。また織物業においてもフッカーのような織工自身だけでなく十五世紀前半のコンスタンツ市のウルリッヒのように染色工が最終工程を自ら受け持ち、商人的活動をする例もみられた(註30)。しかしこのような富裕な親方の存在と共に、同じツンフトの親方の中でも病氣、死亡、競争等で生計に苦しみ、没落する者も多かった(註31)。例えばアウグスブルグでは職人も備わず、機械も無く自ら労働する織物業の小親方が多く、一四七〇年に年二〇フロリン稼ぐニュルンベルグの大工職人よりも稼ぎがよくなかったといわれている(註32)。十六世紀に同市ではしばしば織物業の親方と職人について彼等の増大する借金の為の処置を市当局がとらざるを得なくなっている(註33)。このような小親方を先にのべた同職の富裕な親方をはじめ資本を蓄積した企業家が原材料の供給等を通じて自己の支配下におき、出来高払いの事実上の賃労働者化して行く例はこの時代によくあったことである。例えばアウグスブルグのアントン・ハウグ、ハンス・ランゲナウアー、ウルリッヒ・リンク等を組織していた会社はウルム、ビベラッハ市の織工をはじめアウグスブルグ市内の親方をも自己の前貸体制の中に組み入れている(註34)。一四九八一―一五二六年の時期に小資産のものが減少し、無産のものが増大している事実もこのような自立手工業者の没落を示しているのかもしれない。バーゼル市の先にあげた数字(第六表)につ

いて、三〇フロリンの最下層の市民の中には、日傭い、職人と共に、自らの手労働で働く手工業の親方が存在しているし、ケルンでも職人と並び貧しい親方が、季節的な葡萄酒買占人となって傭われている。<sup>(注36)</sup>このような親方層の社会的分化と共にツンフトを中心とした中世的な生産組織は一方で家父長的関係がくずれ物的契約関係に変えられて行くと同時に、他方で旧来の体制維持の為ツンフトを固定化し、閉鎖的に親方と職人、徒弟の間に劃然たる区別が出来るに到った。ツンフトは親方を中心とした中間層の維持政策から、親方一人についての生産量、その質、原料、販売等に迄規定を与えると共に、親方の人数の制限や親方になるについての条件を苛酷にする等の手段がこの時期には一般化する。<sup>(注37)</sup>例えば親方になる為には一定地域で長期に勤務しなくてはならぬとか、一定の資産や親方作品が前提となってくる。ツンフト加入金も要求され、エルフルトでは、外来の親方は三グルデン、地元職人から親方になるものはその半額が規定の加入金であった。<sup>(注38)</sup>従って職人層から親方へ上昇する者は僅かであって、一四八一―一四八九年エルフルトでは大工のツンフトで九〇人の職人が採用されたが、この十七年間にたった一〇人が親方になった。<sup>(注39)</sup>かくして職人層は十五、六世紀には自己の組織である職人組合 *Gesellenverände* を結成し、祭日の確保、労働時間、賃金、自治等につきしばしば親方層と紛争を起すに到っている。<sup>(注40)</sup>ここに賃金は前に述べた前貸制度の成立とも相まって、出来高払制度となるどころが多く、シャンツの計算では十五世紀に職人が一シェ

ツフェルの穀物を稼ぐのに三―四日半であったのが、十六世紀には八―十六日を必要とするようになった。<sup>(注41)</sup>かくしてこの時期には職人層の親方層への反抗も多く、結社、集会の禁止等でツンフトはこれに對抗し、更には各都市間の同盟を結成して対策を練っている。また徒弟の修業時代も自然長びき三―四年から長くと六年もかかり、その上遍歴をすることもこの時期の主要な特徴といえよう。<sup>(注42)</sup>一四八九―一五七九年までのコンスタンツ市へ転入したものの数を示すと第十四表となる。<sup>(注43)</sup>これらの大半は職人であった。フランクフルト・アム・マインでは一四三二年の五〇一人の新しく市民に登録されたものの内にはツンフトの手工業者、職人等下層の職業のものが多かった。<sup>(注44)</sup>また同市の転入職人層の出身地を第十五表に示せば、近い都市からのものが多いことは勿論だが、相当遠距離からも相互に移動していることが判る。<sup>(注45)</sup>ことにライン上流の西南ドイツの二帯の諸都市、コンスタンツ、シャッフハウゼン、バーゼル、コルマール、フライブルグ、シュトラスブルグ、フランクフルト、マインツ、シュパイエル、ケルン、トリール等が職人の遍歴の中心地域となっていた。<sup>(注46)</sup>このような職人層と並び、中世後期都市内において下層の市民を形成していたものに、不熟練労働者の大群がある。彼等は一部は手工業の親方の下に、一部は全くツンフト規制に属さない諸企業（ことに織物業等での家内工業）で、一部は都市当局の公務に、一部は附近の農村での日傭いに従事していた。この中には相当の婦人労働力も存在していた。<sup>(注47)</sup>これらのツンフト規制の外に立つ下層市民の多く

は、郭外市に定住していた。そこでは四〇%が完全に無産のものであり、八〇フロリン以上の者は僅か四分の一に過ぎない。これに對し市内では無産の者は十分の一であった。<sup>(注48)</sup>また先あげた一四三二年のフランクフルトの新市民の中には親方、職人と並び、日傭等が居り、その内八人ははつきりと *arm* と記録されている。<sup>(注49)</sup>ペーマ<sup>(注50)</sup>によれば都市当局も、市民大衆も、このようなツンフト外の下層市民を含めて大衆 *gemeinde* として把握している。一五二五年のこの都市での蜂起の時にもこのような大衆が問題となっていた。<sup>(注51)</sup>ここでは十五世紀の末には新入市民の中に乞食さみられる。<sup>(注52)</sup>またコンスタンツ市の先あげた表についてもシャンツは親方、職人と並び、家内労働者、酒屋、病院等での僕婢の名もあると指摘している。<sup>(注53)</sup>これら下層市民、新入市民の中に農村から流入した者もあった。

以上述べたように中世後期に我々の問題とする都市においては一般的に中産市民層の減少と下層市民層の広範な形成がみられた。また市民の内多数が従事している手工業を中心とすれば、一部親方の上昇、他の親方の貧困化、親方層と職人層の断層、さらにそのようなツンフト内の変化と相まって資本労働関係の一步前進的な形態である問屋制前貸体制が導入され、この体制がさらにツンフト外の下層市民をも自己の支配下に組み入れて行くことをみた。そして広範な下層市民の内には種々雑多な要素が混在し、その最下層がルンプロ化し乞食、浮浪人となっていたわけである。このような下層市民や中産市民の上に一部富裕な大地主、大商人、大手工業者等の門閥が形成され、これが市参事会や都市当局を支配していたわけである。勿論ツンフトからの代表も市参事会には出席しえた処もあったが、こ

第十四表

1489	54	1548	44
1490	88	1549	51
.....	...	1550	118
1494	10	1551	80
1495	54	平均	82.18
1496	85	1552	27
1497	87	1553	48
1498	80	1554	43
1499	35	1555	38
1500	106	1556	35
1501	42	1557	46
1502	63	1558	30
平均	64.00	平均	38.14
1519	79	1559	70
.....	...	1560	60
1521	34	1561	46
1522	60	1562	63
.....	...	平均	59.75
1524	29	1563	45
1525	111	1564	49
1526	78	1565	33
1527	74	平均	42.33
平均	66.43	1566	20
1528	42	1567	27
1529	53	1568	14
1530	28	1569	13
1531	40	1570	26
1532	35	1571	15
1533	27	1572	11
1534	31	1573	11
1535	37	1574	11
1536	35	1575	11
1537	27	1576	15
1538	39	1577	12
1539	36	1578	24
1540	36	1579	24
平均	35.85	平均	16.71
1541	188	総平均	48.66
1542	77	グループ毎の合計	704
1543	80		465
1544	47		466
1545	81		904
1546	73		267
1547	65		239
		総計	127
			234
			3406

第十五表

地名	1440	1387
プロシヤ王国	374	51.5%
ハッセルン王国	340	39.9%
バイエルン王国	80	4.2%
ヴテルン大侯国	11	0.4%
バーデン大侯国	10	0.8%
ザクセン、テューリンゲン	8	0.6%
エルザス等	8	0.2%
ドイツ帝国一般(小計)	831	97.6%
オーストリア	6	1.3%
ポーランド	6	0.6%
スイス	3	0.4%

の場合でもそれは一部有力者に限られていた。例えはエルフルトでは年々十一人の代表を送っていたが、それは九つの大ツンフトから

のみ選出されていた。<sup>(注5)</sup> 王権が衰退し、政治的分裂状態にあった中世後期のドイツでは、有力都市は自らも所領を持ち、附近の農民を支配していたし、更に市参事会員になるような有力市民は自らもまた大土地所有者であることも多かった。例えばフランクフルトを例にとるとポルンハイムの十九カ村をはじめ、ザルトバッハ、ボナーメス、オーベルラッド等十二カ所の所領があり、領邦高権を都市当局が行使していた。<sup>(注6)</sup> また一四〇四—一四〇六年のこの都市の収入をみれば、農民からの貢租が僅かではあるが三・五%存在している。<sup>(注7)</sup> また市参事会を頂点とした都市当局は、都市内においても裁判高権を

じめ行政権、警察権等を握り、強固な支配体制を持っていた。<sup>(注8)</sup> しかもその財政的基盤はフランクフルトの例でも判るように、主に消費税(三八・八%)、商業交通関係の税(二三・三%)、資産税、ユダヤ人保護税(二二・八%)に依存していたわけで、市民大衆の負担も大きかったといえよう。従って農民戦争の際の市民の要求には必ずといっていい程、税金(ことに間接税)についての不満が、都市当局の民主化の要求と相まって提出されている。なお中世後期においてこのような都市当局の官僚体制に相当の腐敗が起り、ビュッヒヤーの指摘するように、市民の凡ての騒擾はこの腐敗に対する攻撃と結びついていた。<sup>(注9)</sup> またこの都市当局を中心とする都市上層部が、教会勢力の上層部と結びついていたことは、市民大衆の都市上層部との対立を同時に教会の旧来の体制への攻撃にもしたのである。では農民戦争の際の都市市民の要求は一体どのようなものだったか?

まずこの地方きつての大都市アウグスブルグでは一五二四年八月六日に仕立業と織物業等の十三ツンフトが中心に一三〇〇—一八〇〇人程の市民が武装はしないが、公然と市参事会に対し示威を行い、福音派の牧師の追放に反対した。彼等は十二、二人の代表を選出し、市参事会と交渉せしめ、十二カ条の要求を提出している。<sup>(注10)</sup> そこには市参事会に対する諸要求(市参事会は今後市民大衆の同意なくして何等の処置も取れない、間接税の廃止、古い度量衡の回復)と並び、僧職者に他の市民同様の負担の義務を要求し、彼等の所有地の地代

の軽減を要求している。さらに注目すべき要求はフッカーのような大商社会社の禁止を要求している。フッカーはこの激しい攻撃に驚き、ビベラッハ市へ逃亡した。<sup>(注11)</sup> また不当に逮捕されている市民の釈放を要求している。<sup>(注12)</sup> この年の九月一日に市参事会は祕かに二人の織工 Weber を斬首した。この二人は市民蜂起の際、市参事会への攻撃を指導したといわれた。<sup>(注13)</sup> 一五二五年の農民戦争の際にはこの大都市では目立った動きはなかったが、富裕な市民は市民大衆の敵意を恐れ、市内から姿を消し、市参事会は貧民への慈善についての布告を出し対策を立てている。<sup>(注14)</sup>

(二)の型に属するバーゼル市では一五二五年四月三〇日に市近辺の農民が集り、五月三日には市へ向い、ツンフトの協力を求め懇請している。都市内でも織工、葡萄園や菜園に働く人々、小市民の間に農民の動きに同調し、市参事会の専制への反対や、最も貧しく最も福音的であった織工のツンフトの修道院への攻撃(修道院は手工業生産を行い、ツンフトと競争関係にあった)等が叫ばれた。<sup>(注15)</sup>

フランクフルト・アム・マインでは、織工、小売商人、鉄製品関係の労働者その他ツンフトに属するものも、属さないものも参加し市参事会に対し、六〇人の代表(その内四〇人はツンフト関係のもので一ツンフト二人ずつ出したといわれる)を出し次のような諸要求を四二カ条にまとめている。<sup>(注16)</sup> 教会関係の要求は一二ほどあり、牧師の任命権、福音宣教の自由、僧職の市民的義務の負担、僧院の財産の返還(他市へ渡ったものにつき)、修道僧についての要求、地

ドイツ農民戦争の歴史的意義

代、十分の一税は慈善等に用いること、華美の廃止等である。市参事会に対しては、穀物投機業者や高利貸との結託を非難し、穀物を以後自由市場で販売し、投機業者には重い税をかけること、重い課税への反対、特に葡萄酒、穀物、塩、魚等への間接税については半減を要求し、正式の書類で示されぬ負担は一切廃止し、小十分の一税も反対している。またマイン河を越える穀物、木材等に関税がかげられ、自己の所有地でも耕作するについて一定の負担を要求されることに抗議し、以後、市民大衆 Gemeindegeld の同意無くしては一切の負担を課すことはできないとしている。さらに森林が市参事をはじめ富裕市民の手に独占され、大牧羊をやるし、森林内の木材も独占し、これを販売するし、牧草地も大衆はその利用を閉め出され、売却されている。ユダヤ人高利貸に関連し、その不正を訴訟にかけるには裁判費用が不当にかかるとを訴え、市参事会の専制を攻撃している。そして、父とその二人の息子、それにその父の二人の兄弟が一時に市参事となつて例をあげている。また恣意的な逮捕を攻撃している。また日傭いの賃金の低いことを訴え、公正な手工業者でも、市参事の中の有力手工業者(企業家)に苦しめられることを指摘している。

ミュールハウゼンでは一五二四年七月に第一回目の蜂起が起き、八人の代表を出し、五四カ条の要求がかげられる。<sup>(注17)</sup> ここにはミューンツァー派の毛皮業者のヨハン・ローデルや鞣皮業、醸造業等の手工業者が運動の中心にいる。<sup>(注18)</sup> 主要な要求は市参事会に対し向けられ

ている。市参事会と大衆の間の意志の疎通をはかるため代表を選出し、市民の福祉や安全をはかり、市参事会の特権を公開し、裁判を公正にすることを要求している。そして税金を一般の福祉の爲に用いること、市参事の役職を勝手に他人に譲りえないこと、都市の書記には僧職者になりえないこと等も要求している。さらに共有地の回復、貴族、僧職の市民的義務の負担、ツンプトの自由と権利の保持、教会関係では福音派の説教者の任命、修道院からの僧侶達の退去自由、教会の資金は慈善と宣教の爲に用いる等の要求がみられる。一五二四年中にもう一度市参事会の公選をめぐり騒動が起る。ここでは市参事選挙の権利は一四〇フロリン以上の資産をもつもののみに限られ、一二〇人の市参事会員がおり半分が門閥、半分はツンプトから選ばれていた。一五二五年三月になってミュンツァーのこの市での活動と相まって一六人の市参事会員が新しく選ばれ、その内一二人が手工業者、一部に無産者も入っている。しかしミュンツァーの激しい社会革新の思想はツンプトの大部分や附近の農民には余り受け入れられなかったようであるが、彼の支持者は下層市民の多い郭外市に最も多かったといわれる。

フランケン人のローテンブルグは一六三の村落を所領する(二)の型の都市であるが、ここでも資産家の都市貴族(主に地主であり商人的活動を行う)の専制支配が行われ一般市民、殊に手工業者は市参事会から閉め出され、市参事会への攻撃が行われるに到った。即ち一五二五年三月二三日市民は四二人の代表を選出し、市参事会に要

求を提出している。手工業者を中心とした市民は自らも農業を兼業するもの多く、附近の農民とも同盟を結び(特に富農も都市当局の専制に反対している)市政の刷新を要求している。市参事会の選挙(半分は市民代表とする)、都市裁判所の公正、市長を大衆からも選出すること、市参事の公職利用を廃止し、都市行政、財政の管理の爲の機構整備とそれへの市民の参加、大衆と市参事会の間で代弁者を置く、僧侶に関する市民的義務の負担をはじめ、一般大衆の利益への従属要求、諸官吏の賃金についての規定、不当投獄及び賄賂の廃止を求め、更に普通税の半減、追加税の廃止、その他諸負担についての苦情、一部有力市民の牧畜についての苦情、共有地について、訴訟についての苦情等がのべられている。その他市民で農業をも営む者の相続税その他の廃止や関税、羊毛の価格や先買権についての規定等がある。

さて以上の簡単な分析からまずいえることは、農民戦争の際にアウクスブルグのような大都市では直接の反響がむしろ少ないのに対し、中位の(二)の型に属する諸都市ではフランクフルトをはじめ殆ど例外無く農民の運動と期を一にして都市内部での運動が起っている。勿論それ以下の小都市や市場町は農民の一揆の波の高揚の中に巻き込まれ、農民の運動と一体になっている場合が多い。これに対し、独自の都市的な運動を展開したこれらの地方的な有力都市においてはどのような性格の運動が行われたのであろうか。今迄みたように、これらの都市での市民大衆の要求は大別して第二に宗教改革

に関連し、教会、僧職への非難、要求、第二に都市行政に関する政治的要求、第三に商業投機、独占への反対、第四に諸負担特に間接税や関税についての苦情、第五に都市に属する共有地や農業上の諸問題に分けられよう。しかもこれらの都市における蜂起はツンプトの親方、職人をはじめツンプトの規制外に立つ下層市民大衆によって起されている。そして下層市民は郭外市に住む農民もいたし、小市民の没落分子から種々雑多な要素から成り立ち、ルンプロ化した層もあり、ミュンツァーや再洗礼派の影響による革新派も存在したとはいえ、全体としては手工業者層を中心とした小市民的な性格の大衆運動とならざるをえなかった。しかもこれらの都市運動の農民との結びつきは、第一に農民の蜂起の高まりをまわって、その圧力の下に市民大衆の運動を刺戟することにより生まれたといえるし、第二にこれら中位の都市は郭外市の市民には多くの農民もいるし、市民でも農業を兼ねる者も多く、共有地その他も存在し、都市内部の運動とその要求には必然的に農民の性格が入り込み局地的な結びつきが成立することになるのである。従って農村における一揆が地方的な枠、小生産者の防衛的な性格から大半が抜けきれなかったように、これらの都市における運動も局地的な制限、小市民的な性格から抜け出すことはできなかった。勿論このような中において第五節で指摘したように、各地(特にフランケンでみられた)に散在的に、多少相互に異なるとはいえ全体的な視野に立った市民的な中央集権体制の下での政治的経済的改革を考える意識的な分子が皆無であっ

## ドイツ農民戦争の歴史的意義

たわけではないが、各都市の市民大衆をそのような目標の下に結集し、農民の反封建闘争を指導する処までは行かず一部意識分子の小生産者的な基盤に立った急進主義に終った。またミュンツァーや再洗礼派の影響の下に下層市民や没落小市民層が意識的社會革新運動(空想主義的原始的共有主義思想と結合した)に西南ドイツ辺境地帯や中部ドイツの都市において参加したとはいえ、これも各都市市民大衆の運動の性格を革新的なものに変える処までは到底行かなかったのである。農民戦争中にもそれ以前にもあった独占的な大商事会社への反対についてエレンブルグが英国革命寸前にみられた独占反対運動と比較し、ドイツにおけるそれが下級貴族、手工業者、小商人、農民、神学者等により担われ、英国のそれと比べ反資本主義的性質をもつことを指摘していることは、今迄みてきた都市市民の運動の性格と対照して注目すべきである。英国の反独占の先頭には製造業者を中心とする産業資本の立場が小生産者の反独占運動と共に明確に打ち出されたが、このようなブルジョア的な市民的立場は農民戦争当時のドイツにおいては極めて未成熟であったといわざるを得ない。これはドイツ新興中産的市民層の代弁者であるルターについて考える時明白となる。彼の祖父は元来テューリンゲン西方のザクセン選帝侯領のモエラ村で五フーへの世襲賃租地保有農民であり、この辺では中流の農民であった。その後彼の父ハンスはアイゼナッハ、マンスフェルトと鉦山町で働き、苦勞の結果一四九一年には鉦山持分所有者として堅坑を採掘し、さらにマンスフェルトの銅



商人から資本の前貸を受け封建領主の特権貸与で小熔鉱炉の経営者となり、死亡の際には一二五〇グルデンの遺産を残したと伝えられる<sup>(註87)</sup>。従ってルターの父は一方で小企業家であり、新興の中産的市民層の典型であったが、そのような彼の地位は大商人による販路の確保や資本の前貸、封建領主の特権賦与によってはじめて安定性を得ていたのである。ここに近代市民階級(産業資本家階級)の先駆的分子である中産的生産者の特殊ドイツ的存在形態があり、ルターの抽象的急進主義のうまれる根拠もあるのである<sup>(註88)</sup>。このようなルターの熱心な支持者に例のフッガーがホーヘンキルヘ村に創設した熔鉱炉の管理人マティアス・ラウヘンベックがあり、同時に娘のゴータ市の市長アンドレアス・シュルトハイスはルターの親友シュパラティンと交友関係がある<sup>(註89)</sup>。このような新興中産層がルター派の最も熱心な支持者であったが、この層そのものの未成熟は彼らの急進主義を専ら精神的側面に限るとした。従ってルターはローマ教会に對しては個人の精神の独立を主張し、近代市民社会の先駆者として偉大な役割を果たし、封建的諸侯に對しても批判を加え、農民に對しても同情もしたし、彼の父の小企業家という背景から当然のことではあるが、極めて厳しく商業資本、高利貸資本の寄生性と独占に對し非難した<sup>(註90)</sup>。しかしそれにも拘らず彼が中世以来の伝統的な権威主義や経済観念を持っていたことは、ウエーバーの指摘するところである。そこにルターの市民的急進主義が抽象的な領域に留まり、かの「皇帝マクシミリアントの改革」の著者や、農民戦争に参加し市

民社会の青写真を描いた意識的な市民に比較し、はるかにあいまいな、旧来の観念が残存していたといえよう。従ってルターは中産的な富裕市民から没落しかかっている小市民層に大衆的な支持者を得ながらも、大商人や封建貴族や封建諸侯の間にも支持者を見出したことは当然といえよう<sup>(註92)</sup>。この点で中部ドイツより地方的市場圏もひらけ、農村工業等の小商品生産も進展していた西南ドイツの辺境地帯からスイスにかけての地方では、チューリヒのツヴィングリの社会的により進んだ市民の抵抗権をも認める思想が市民層の中で受け入れられたのも当然であろう<sup>(註93)</sup>。ルターは封建ドイツの絶対主義領邦体制の時代の市民層の精神的代弁者となり、権威への服従を説くに到った<sup>(註94)</sup>。これに對しツヴィングリにより進んだ思想はさらにフランスのピカルディ生まれのジュネーブ市民ジャン・カルヴァンにより明確な定義を与えられ、先進資本主義国の新興中産市民層に大きな影響を与えるに到ったことは周知の通りである<sup>(註95)</sup>。

最後にこのようなドイツの中産市民層の精神的代弁者ルターに對し、下層市民層の基盤に立ち、農民の反封建的な一揆を意識的な社会変革の運動に高めようとしたミュンツァーに目を向けてみよう。ミュンツァーの社会的基盤については知られる所が少ないが、彼の父がその地の領主に処刑されたといわれ、育ったのは小市民的な生活基盤ではあったもののその後の生活は下層市民層に近いものがあったと思われる<sup>(註96)</sup>。その上彼と関係した人々は下層市民かそれに基盤をおいた人々であった。ザクセンのツヴィカウは鉱山地帯にも近

く、ミュンツァーが一時牧師をしていた処だが、ここで彼は熱狂的な神秘主義のニコラス・シュトルヒと共に貧しい織工の間に広範な支持者を見出した<sup>(註97)</sup>。またミュンツァーと交渉のあったといわれる西南ドイツ辺境地帯のヴァルドフットのフープマイヤー博士をはじめ再洗礼派の人々は織工、パン焼工、仕立工等の下層の手工業者であった<sup>(註98)</sup>。ティロルにおいても定住地の無い手工業者(親方も含む)織工、本小売商等が再洗礼派の活動的メンバーであったし、ミュンツァー派であり、フランケンハウゼンの敗北後この宗派に入ったハンス・フットは本小売商であり、その後も強い社会革新の思想を持っていたといわれる<sup>(註99)</sup>。中部ドイツ、ハレ市でのミュンツァーの支持者は石工のウルリッヒ・クロイツや金細工師であったハンス・フェウフ等であった<sup>(註100)</sup>。従ってミュールハウゼンでもミュンツァーの支持者が郭外市の下層市民の間に多かったことからみても、ミュンツァーの支持者は没落した手工業者・小市民層から下の無産大衆に多かったと思われる。しかも前にも述べた例でも判るように活動的であり、各地を廻ったものには手工業者、小売商人のような者が牧師と共に多かったことは注目すべきである。彼等は小市民出身ではあったが、大多数の小市民のような地方的な枠にとられず、広い視野に立ち、下層市民の無産者大衆の基盤に立ち、農民の運動のエネルギーにより徹底的な社会変革を求め、ミュンツァーの支持者となったのである。このようなものの中には下層の説教師、牧師と並び当然各地を遍歴していた職人が重要な役割を担ったであろう<sup>(註101)</sup>。かくしてミュンツ

ァー及びその支持者達は無産者層の立場でドイツにおいてはじめて封建社会の徹底的魔絶の方向を差し示した榮譽を担ったのである。

(1) H. Bechtel, Wirtschaftsstil des deutschen Spätmittelalters, 1930, SS. 35-36.

(2) T. Mayer, Deutsche Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters, 1928, S. 81; W. Andrea, Deutschland vor der Reformation, S. 346; H. Kramm, Landschaftlicher Aufbau und Verschiebungen des deutschen Großhandels~, V. S. W. G., Bd. 29, SS. 5-8.

(3) Kramm, *ibid.*, SS. 9-11; E. v. Ranke, Die wirtschaftlichen Beziehungen Kölns zu Frankfurt a. M., Süddeutschland und Italien im 16. und 17. Jahrhundert (1500-1650), V. S. W. G., SS. 54-94; Aloys Schulte, Zur Handels- und Verkehrsgeschichte Südwestdeutschland, Schmoller's Jahrbuch, Bd. 27, SS. 265-274.

(4) K. O. Müller, Welthandelsbräuche (1480-1540) SS. 23-25; Eugen Nübling, Ulm's Handel im Mittelalter, SS. 261-405; R. Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger, 1922; A. Schulte, Geschichte der großen Ravensburger Handelsgesellschaft 1380-1530, Bd. 1, 2, 1923; Vergleich, Geschichte des mittelalterlichen Handels und

Verkehr zwischen Westdeutschland und Italien mit  
Anschluß von Venedig, Bd. 1, 2, 1900.

- (10) K. Lamprecht, Deutsche Geschichte, Bd. 5/1, S. 62.
- (11) Heinrich Boos, Geschichte der rheinische Städte-  
kultur, 1899, Teil 3, SS. 109-112; K. O. Müller, Quel-  
len zur Handelsgeschichte der Paumgartner von Augs-  
burg (1480-1570), Einleitung, SS. 24-55; T. Mayer,  
a. a. O., SS. 91-95.
- (12) T. Mayer, D. W. der Neuzeit, SS. 32-33.
- (13) Ibid., SS. 33-35; Ehrenberg, Das Zeitalter der Fug-  
ger. 諸田実「ヤント・ノマター」(谷田實集「回顧」  
版) Karl Marx, Das Kapital, 1953, Bd. 3, SS. 354-369.
- (14) K. Bücher, Die Entstehung der Volkswirtschaft,  
1, S. 211.
- (15) H. Jecht, Studien zur gesellschaftlichen Struktur  
der mittelalterlichen Städte, V. S. W. G., Bd. 19, SS.  
48-85.
- (16) Bechtel, a. a. O., S. 36.
- (17) Jecht, a. a. O., S. 59.
- (18) Ibid., S. 59.
- (19) K. O. Müller, Quellen zur Verwaltungs- und Wirt-  
schaftsgeschichte der Grafschaft Hohenberg, Ein-  
leitung, S. 32.
- (20) Fritz Stoy, Zur Bevölkerungs- und Sozialstatistik  
kursächsischer Kleinstädte im Zeitalter der Reforma-  
tion, V. S. W. G., Bd. 28, S. 237.
- (21) Jecht, a. a. O., SS. 61-62.
- (22) J. Hartung, Die Augsburger Zuschlagsteuer von  
1475; Die Augsbürgische Vermögensteuer und die  
Entwicklung der Besitzverhältnisse im 16. Jahr-  
hundert, Schmollers Jahrbuch, Bd. 19, 1895, SS. 95-  
136, SS. 867-883.
- (23) Hartung, A. Zuschlagsteuer, S. 95.
- (24) Vergleich, A. Vermögensteuer, S. 875.
- (25) Ibid., S. 876.
- (26) J. Strieder, Zur Genesis des modernen Kapital-  
ismus, S. 25.
- (27) Vergleich, Studien zur Geschichte kapitalistischer  
Organisationsformen, SS. 38-52. 諸田実「中世末期の  
ハンノト山業の繁栄とその特質」商業論集二六巻第一  
号、第二号所収。ハンノト山都市に関しては第二号八五-九七  
頁参照。
- (28) T. Neubauer, Wirtschaftsleben im mittelalter-  
lichen Erfurt, Teil. 1, V. S. W. G., Bd. 12, S. 522.

- (29) K. Bücher, Die Bevölkerung von Frankfurt am  
Main, 1886, S. 294.
- (30) Jecht, a. a. O., S. 72.
- (31) Ibid., S. 72.
- (32) Neubauer, a. a. O., S. 541.
- (33) J. Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte,  
Bd. 2, SS. 113-146; Bechtel, a. a. O., S. 220; F. Furger,  
Zum Verlagsystem als Organisationsform des Früh-  
kapitalismus im Textilgewerbe, SS. 64-75.
- (34) J. Kulischer, a. a. O., SS. 116-137.
- (35) Ibid., S. 116; Furger, a. a. O., S. 65.
- (36) Bechtel, a. a. O., S. 218; G. Schanz, Zur Geschichte  
der deutschen Gesellenverbände, S. 20, 138.
- (37) Hartug, A. Vermögensteuer, S. 880.
- (38) Ibid., S. 877.
- (39) Furger, a. a. O., SS. 67-69.
- (40) Boos, a. a. O., S. 185; Ernst Kelter, Geschichte der  
obrigkeitlichen Preisregelung, 1935, S. 105. 上の様な手  
工業者の兼業は中世後期に数多く見られる。例を以てハンノト  
市の1511年の例では車大工が門番をしたり、馬具師が市参  
事会の騎乗使者となり、パン屋と日傭い、毛織織工と乞食、大  
青農場の奉公人と蠟燭製造人、搾油人と麻織工といった組み合

ドイツ農民戦争の歴史的意義

- せがみである。またハンノト山・ノマター・メインと云う  
ものはハンノト山がこのような副業の広範な存在を指摘して  
いる。彼は魚屋、農産物小売商人(婦人に多い)、菜園雇傭者、  
毛織、麻織、ハンノト織工、革に関係する手工業者、仕立屋、  
葡萄酒雇傭者等が最もこの副業の組み合わせの中であらわれ  
る。その中で Neubauer, a. a. O., S. 543; Bücher,  
Frankfurt~, SS. 230-235.
- (39) Schanz, a. a. O., SS. 9-17; Bechtel, a. a. O., S. 217.
- (40) Neubauer, a. a. O., SS. 531-544.
- (41) Ibid., S. 543.
- (42) Bechtel, a. a. O., S. 220 f.; Schanz, a. a. O., S. 26,  
SS. 45-145; Kautsky, Vorläufer des neueren Social-  
ismus, Bd. 1, SS. 85-107. ハンノト山・ノマターの組合(ハンノト  
山のハンノト焼職人の大ストライキ(一四九五年にはじまる)  
はその典型である。
- (43) Schanz, a. a. O., S. 134.
- (44) Ibid., S. 10; Kautsky, a. a. O., S. 81.
- (45) Schanz, Zur Geschichte der Gesellenwanderungen  
im Mittelalter, Jahrbücher f. N. u. S., Bd. 28, S. 317.
- (46) Bücher, Frankfurt~, S. 181.
- (47) Ibid., S. 305.
- (48) Schanz, Zur Geschichte d. G. i. M., S. 334.

- (9) Bechtel, a.a.O., S. 219; Kautsky, a.a.O., SS. 79-80; Bücher, Die Frauenfrage im Mittelalter, Beiträge zur Wirtschaftsgeschichte, SS. 263-267.
- (10) G. Franz, Der deutsche Bauernkrieg, S. 410.
- (11) Bücher, Frankfurt ~, S. 181. arm なる blinde なる blinde et pauper なる べき。
- (12) Bücher, Frankfurt ~, S. 189, Anh. 1, Böhmner, Urkundenbuch S. 782 及び Stubengesellschaften, Zünfte u. ander gemeinburger, die nit stubengesellschaft haben noch zunftig sein なる べき。 Ibid., Auftruhbuch, herausg. v. Steitz (Neujahrsblatt des Vereins für Gesch. und Alterthumsk. 1875) 2b, 27, 31b, 34, 35b, 47 及び zunft, gesellschaften und gemaynde なる べき。
- (13) Bücher, Frankfurt ~, S. 355, 「十四十一一六七年にドイツ pauper, ein arman, bedeler 及び 世世の貧窮を行つて 一四七七年にドイツ・ニュルンベルク brotbettler 及び 貧窮 したる べき。
- (14) Schanz, Z.G.d.G.i.M., SS. 315-317.
- (15) Neubauer, a.a.O., SS. 547-548; Boos, a.a.O., S. 219.
- (16) Bücher, Frankfurt ~, SS. 474-477.
- (17) Vergleich, Der öffentliche Haushalt der Stadt Frankfurt im Mittelalter, Beiträge z. W.G., S. 342; E. Kelter, Die wirtschaftlichen Ursachen des Bauernkrieges, Schmollers Jb. Bd. 65, SS. 671-674.
- (18) Boos, a.a.O., SS. 217-218, Bücher, Das städtische Beamtentum im Mittelalter, B.z.W.G., SS. 353-372.
- (19) Bücher, Der öffentliche Haushalt ~, S. 344.
- (20) G. Franz, D.B.K., S. 150; Die Chronik von Clemens Sender, Die Chroniken der deutschen Städte von 14. bis ins 16. Jahrhundert, Bd. 23, Augsburg, Bd. 4, SS. 155-159; 'Cronica newer geschichten' von Wilhelm Rem, D. Chroniken d.d.S., Bd. 25, Augsburg, Bd. 5, SS. 205-215.
- (21) 'Cronica v. W. Rem', S. 206. "Also der Függer nach mittag aus der statt gen Biberach."
- (22) Ibid., S. 207.
- (23) Ibid., S. 208.
- (24) Die Chronik v. Clemens Sender, S. 164.
- (25) G. Franz, D.B.K., S. 248.
- (26) Zimmermann, Allgemeine Geschichte des großen Bauernkrieges, Buch 3, SS. 524-534; G. Franz, D.B.K., SS. 371-376; Bücher, Frankfurt ~, S. 84, SS. 183-189, SS. 282-298.
- (27) G. Franz, D.B.K., SS. 408-421; Zimmermann, a.a.

O., SS. 606-614; Heinrich Pfeiffer und der erste Mühlenhäuser Aufstand, Dokument des großen deutschen Bauernkrieg v. A. Meusel SS. 244-247.

- (28) Zimmermann, ibid., S. 609.
- (29) G. Franz, D.B.K., S. 410.
- (30) Ibid., SS. 411-421.
- (31) Ibid., SS. 294-298.
- (32) E. Kelter, a.a.O., S. 651; G. Franz, a.a.O., S. 470. これらの小都市は大抵領邦諸侯の高権の下に当時組み入れられており、農耕市民である市民は農民と殆ど同じ利害を持っていた。
- (33) Bücher, Frankfurt ~, S. 189, Anh. 1. から先で引用した一五二五年の一揆の際の史料集 Auftruhbuch に記された zunft, gesellschaft und gemaynde を想え。またエルフトではツントから当時、ツント外の職人について多くの苦情が出され、一五二五年の一揆の際の二八カ条にも「市民ノ義務ヲ履行シ、公正ト名誉ヲシテ人格ニツキ保証シウルモノハ、ツントニ妨ゲラレズニ自由ニ手工業ヲ営ミツル」とある。
- (34) G. Franz, a.a.O., S. 470; Zimmermann, a.a.O., Buch 2, SS. 439-490, Die freie Stadt Heilbronn des schwäbischen Bundes und der Bauern. Freundin. ハイ

ドイツ農民戦争の歴史的意義

ルンロンでの農民団と都市内部の関係を記したこの部分はすべてに於いて、農民団の蜂起と共に市民の中に無産者・半無産者・小資産者等が都市内部の蜂起を計画するが、市参事会は農民団の武力を以てする圧力と市民大衆の運動の高揚の前に農民団を市内へ受け入れざるを得なくなる。

- (35) G. Franz, ibid., S. 298, 470; Engels, Der deutsche Bauernkrieg, Zur Deutschen Geschichte, S. 259, SS. 275-276. 大内力訳岩波版二〇一三頁。「かくして農民と平民さえもドイツの多くの地方において共同行動をとらないで相互に妨害しあっていたのである。……いかに地方的な州邦的な分裂とそれから必然的に生ずる地方的な州邦的な固陋さが全運動を破壊したか、いかに市民も農民もまた平民も集中的な国民行動をとりえなかつたか。」ミュンツァーが注目した鉱山労働者は十六世紀初頭の鉱山業の繁栄と共に一つの社会層となり、しばしば大鉱山持分所有者(独占的商業高利貸資本と領邦国家権力の結合)に対し蜂起しているが、その要求は例えば、聖コアヒムスタルの一五二五年の蜂起の際の調停書にあるような、小持分所有者、小生産者への公正な配当要求から、賃金、労働時間から熔鉱炉所有者の不正、居酒屋に関する要求等の局地的経済的要求に留まった。勿論それは反独占の性格をにない、農民戦争に先行する反独占運動の重大な一翼をになつた。しかしミュン

ツァーの期待するような一般的政治的変革は一部意識分子を除いては大衆の支持する目標とはならなかった。Quellen zur älteren Wirtschaftsgeschichte Mittelalters, Teil 4, Nr. 343; Kautsky, Die Bergarbeiter und der Bauernkrieg vornehmlich in Thüringen, Die Neue Zeit, Bd. 7, 1889, SS. 512-514. 諸田実「中世末期におけるドイツ鉱山業の繁栄とその特質」商学論集二六の二、七一—九七頁。

(73) Engels, *Ibid.*, S. 224, SS. 224-255. 邦訳一四頁、一六七—八頁。エンゲルスが一五〇二年のシュバイエルの一揆に關し、統一ドイツ王国と、宗教財産没収の要求を、農民および市民のいっそう発展した一派の要求だとしていることは既に述べた。なお帝国改革案の作られたハイルブロンンの農民會議の指導者ヴェンデル・ヒンラーに關し、「彼はミュンツァーのような徹底した革命家でもなく、またメッツレルやロールバッハのように農民の代表者でもなかった」ともいつている。

(74) *Ibid.*, SS. 198-199. 邦訳五二—三頁。「それゆえこのさまざまな要素の混合物の党派的立場は必然的にはなはだしく不安定であり、かつ地方的に異なっていた。だからこの平民的反対派は農民戦争まえには政治的闘争の舞台に党派としてはあらわれないのであって、たんに騒々しい、掠奪すべきの、数樽の酒で買収されてしまうような、市民的反対派の彌次馬としてあらわれているにすぎない。そして農民の蜂起がはじめて彼等

を党派たらしめたのであるが、しかもこの場合も彼等はほとんどいたるところでその要求においても行動においても農民に依存している……彼等が独立の行動をとったかぎりでは、彼等は農村に都市の工業独占を樹立せんことを求め、都市の収入が市の領域における封建的負担の撤廃によって減少しないことを欲し等々している、要するに彼等が反動的であるかぎりにおいては、彼等は彼等自身のうちの小市民的要素に従属しているのであって……。しかし農民戦争全体の頂点を形成するそしてこの戦争におけるもつとも偉大な人物たるトーマス・ミュンツァーを中心とするこの挿話は、同時にもつとも短いものであった。なにゆえそれがひじょうにはやく破綻せざるをえなかったか、なにゆえそれが同時に空想的性質を帯びざるをえなかったか、なにゆえ彼等の諸要求の表現がはなはだしく不明確にならざるをえなかったかは自明である。けだし当時の事情においては彼等こそもつとも確実な基盤をもたないものだったから。」

(75) R. Ehrenberg, a.a.O., SS. 403-406.

(76) Max Weber, Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, 1920, SS. 72-75. 邦訳梶山力「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」八三—四頁「まず第一に説明するまでもなくルッターがここにいふ意味での——或ひは凡てどんな意味においても——『資本主義精神』と内面的類

似關係をもつてゐるなどと説くことは誤りである。……尤も我々はフッカーその他の大商人に対する彼の非難をその根拠とすべきではない。何故といふに、十六・七世紀の大商會社の法律上・事実上の特権に対する闘争は近代における反トラスト運動にも比較すべきもので、これらはそれ自身としては決して伝統主義精神の現れではないからである。清教徒やユージノーもまたかかる商會社、金融業者(Lombarden)、両替商、英國國教會及び英仏の國王・議會から庇護される独占商人、大投機業者、銀行家に対して激烈な闘争を企てたのである。例へばクロムエルはダンバーの戦闘のち……長期議會への書信にいふ、

『乞ふ、一切の職業の濫用を除去せられよ。若し少数者を富ますために多数者を貧困にするものがありとせば、かかることは公共にとって相応しからぬことである』と。他面において彼は明白に『資本主義的』氣質をもつてゐたことが瞭らかである。これに反して高利と一般に利子取得を批難したルッターの言葉には、資本主義的営利の本質に關する彼の思想が後期スコラ学派に比して(資本主義の立場からみて)甚だ『立ち遅れ』てゐたことが明白にあらはれてゐるのである。』反独占運動については松田智雄氏の諸論文特に、「近代化の史的構造論」八三—

九一頁及び諸田氏前掲論文五七—九七頁がすぐれている。なお一五二二年十二月から一月の帝國統治院の独占に關する小委員會の決議によれば、香料、釘、肉桂、肉豆蔻等の商品の買占に

ドイツ農民戦争の歴史的意義

よる値上りが事実あったことが報告されている。この反独占運動がドイツにおいては農村工業、鉱山業等の新しい生産部門での自生的發展の道を志向していたが、それ自体がかかる独占的商業資本の販路拡大により支えられていたために弱さをもったし、それはこの時期に成立する新しい資本労働の關係の下で没落する小生産者や生活必需物資の高騰にあえぐ都市の市民、坑夫等によりなわれたところにもあらわれている。

(77) Heinrich Boehmer, Der junge Luther, 1951, SS. 15-25; 松田智雄「改革者ルッターに於ける所謂農民的性格」『西洋農業経済史研究』所収一二七—一五三頁、「近代の史的構造論」八〇—九一頁。

(78) Boehmer, *ibid.*, SS. 16-17; Bechtel, a.a.O., S. 208. 松田智雄氏の前掲書に詳しい。

(79) マルクス「ヘーゲル法哲学批判」マルヘン選集補巻四、一八四—五頁。R. H. Tawney, Religion and the Rise of Capitalism, p. 102. 邦訳出口勇蔵「越智武臣」宗教と資本主義の興隆」岩波版、一三七—一七〇頁。トウニイはルッターについて「革命的保守主義の大立物」といい「ルッターは教會制度の階層的な差別をうちこわしたが、身分と隷属の原理の上に立っている社会的な階層秩序は、そのままにこれを受け入れた。急進的な宗教思想と経済的な保守主義とのからみ合いは、かならずしも目あたらしいものではない。」なおルッター自身の抽象的な急

進主義としての思想は「キリスト者の自由」の論文の冒頭にある精神的自由と現実世界での従属の二元的な考え方によく現われている。

- (8) Walter Schmidt-Ewald, Zwei Fugger-Faktoren auf der Hütte zu Hohenkirchen, Forschungen aus Mittel-deutschen Archiven, S. 147.
- (9) Herman Barge, Luther und der Frühkapitalismus, 1951; Luther, Große Sermon vom Wucher, Weimarer Ausgabe, Bd. 6, S. 36.
- (10) Weber, a.a.O., SS. 74-79, SS. 124-128.
- (11) Cornelius, Die Wiedertaufe, Geschichte des Mün-sterischen Aufhubs, Buch. 2, SS. 1-30; Nabholz, Zur Frage nach den Ursachen des Bauernkrieges 1525, Aus sozial-und Wirtschaftsgeschichte, SS. 244-252.
- (12) Weber, a.a.O., SS. 75-77. ウォーレンはそこでもルターの伝統主義が摂理への信仰に基づき、その信仰は神への無条件的服従と、与えられた環境への無条件の適応を同一視するところから。Tawney, op. cit., p. 102, ルターとミューンツナーの国家観を抵抗権としての Carl Hinrichs, Luther und Münzer, 1952. が述べられている。
- (13) Tawney, ibid., pp. 111-139. Cornelius, Historische Arbeiten vornehmlich zur Reformationszeit, 1899, SS.

結語 ドイツ農民戦争の歴史的意義

ドイツ農民戦争の研究史は極めて長い。同時代にも僧侶、フマニスト、年代記者、公的な史料編纂者等の種々の文書を始め一五八〇年にバーゼルで出たグノーダリウスの本や、同じ頃のバーラーのもの等がある。さらに十八世紀に入ると農民戦争に関連した人物の伝記や史料集等もみられ、一七九五年にはゲオルグ・ザルトリウスの「ドイツ農民戦争若しくはドイツにおける十六世紀初頭の蜂起の歴史の研究」が出されている。<sup>(注2)</sup>十九世紀以来今日に到る迄ドイツ歴史学の進展と共にこの問題に関する研究も様々の角度様々の立場からなされて来た。それはドイツの歴史的现实とも深くからみ合い、夫々の時期の歴史的課題にも関り合い、この歴史的事件の原因についても、またその意義についても多くの評価をうみ出した。今ここでそうした研究史の詳細を述べる訳には行かぬが、「農民戦争の歴史的意義」を考えるに当り、必要な限りで、極く簡単に触れてみたい。同時代人の評価は、当時農民戦争に先立って起り、それに大きな影響を与えた宗教改革との関連をめぐり、旧教と新教の立場から行われた。そして当時の知識人の社会的立場からして、個々には新教徒の間に農民に対して同調する者や、福音派への弾圧に蜂起の原因を求める者もあったが、アレクサンダー・フォン・フンボルトのように、農民戦争の敗北に「ドイツ史の欠陥」を決定的にみるという風な立場はなく、暴動としてとらえ、これを非難する者が多かった。<sup>(注4)</sup>

ドイツ農民戦争の歴史的意義

105-521; Weber, a.a.O., SS. 84-163.

- (8) Ernst Bloch, Thomas Münzer, 1921, SS. 14-19. ミュンツナーの伝記の文献目録がある。Ibid., S. 20. 彼は一四九〇年にシュトルベルグ市の小市民の家に生まれたとある。なお Joachim Zimmermann, Thomas Münzer, 1925,によればミュンツナー家は古くからの市民で手工業を営んでいたとされる。
- (9) Cornelius, Die Wiedertaufe, S. 13; J. Zimmermann, a.a.O., SS. 30-56. ミュンツナーによればこの都市では織物業ミント内部に大きな対立があり、小親方や職人が無産者層を形成していったという。
- (10) Cornelius, ibid., SS. 17-34. このような再洗礼派の運動は農民戦争の敗北後純粹の宗教運動として活はつとなり、一五三四―一五五年に西北のミュンツナーでの悲劇的な籠城によって、その活力を失うに到る。
- (11) Ibid., SS. 41-65.
- (12) Walter Delius, Die Reformationsgeschichte der Stadt Halle-Neustadt, 1953, S. 28.
- (13) 第十四表、第十五表に示される職人層の広範かつ、頻繁な移動を参照せよ。またミュンツナーと西南ドイツ、スイスの辺境地帯との連絡をとっていたハンス・フェウツは金細工の手工業者であった。

十八世紀以来のドイツ歴史学の確立後においても旧教と新教の立場からの評価の相違はみられた。ルターの宗教改革に原因を負わせ専ら宗教的な事件としてとらえる旧教徒のヤンセンと、福音守護の為に農民が立ち上ったとする新教徒のシュトルツはその代表である。<sup>(注5)</sup>しかしそれと共に政治的経済的契機を重視し、その分析が行われるようになった。一八四〇年代の政治的自由主義の時代にツィムメルマンやオエクスレの自由主義的な研究が行われたのははじめ、十九世紀後半にはラムプレヒトやゴタイン等により初期資本主義の発展と農業との関連やそれと封建的圧迫との関連を分析する試みが進められた。<sup>(注6)</sup>殊にラムプレヒトは農民戦争を農業革命として評価しているが、その近世市民社会にとっての意義は明確でない。この点でこの事件の政治的意義を明確にとらえたのが、エンゲルスであった。詳細は後に述べるが、彼独特の主張は、一八四八年の失敗に終わった市民革命の先駆的存在として農民戦争をつかみ、英国革命やフランス大革命と対比し、その評価を行っている点にある。<sup>(注7)</sup>このような近代ドイツ理解に切実に必要なものとして評価する立場は二十世紀になっても例えばヴァース等によってもとられ、最近スミールンが積極的に市民革命として評価しようとしている。<sup>(注8)</sup>このように農民の蜂起の反封建的な政治的意義を多少なりともとらえる者に対し、そのような意義を全く考慮しない者も数多くいる。またこのような歴史的意義確定に際し重要となるべき政治的経済的分析も研究の進展に伴い単なる農民の貧困から蜂起が起ったという風な説明から、

農民の経済力の上昇をむしろ強調し、農民一般より富農を農民戦争の担い手とするフランツ、ナープホルツ等の研究も現われた。これに對してはヴァースのように農民の相対的富裕化と封建的圧迫の激化に原因をみる者もあり、日本でも松田智雄氏が農民層の分解の視点から両方(貧困説、上昇説)を統一的に把握しよう主張され、その方向での研究も二、三みられるに到っている。<sup>(注10)</sup>

さてここで今迄六節にわたって分析したことを簡単にまとめてみよう。

政治的にはこの時期に王権が衰退しドイツ国内において皇帝は有力領邦諸侯の一人と成り下ってしまった。従ってドイツ国内には政治的無政府状態が造り出され、四百近い大小の封建領主が老大な、相互にばらばらな支配者の集団を形成していた。このような事情は全くドイツ的であって、当時ヨーロッパの他の二大国の英国、フランスは夫々絶対主義権力、中央集権国家体制を確立しつつあり、このような体制の成立が封建貴族に一定の制限を与え、近代市民社会の前提である一民族の国民への転化の条件を造り出すこととなったのである。<sup>(注11)</sup> ドイツにとって中央集権国家体制が欠如していたことは、イタリヤと並びこの国の封建支配体制の強固な残存となり、十九世紀にもなお政治的な民主主義革命の遂行が妨げられる結果となつた。勿論この時期には農民的土地保有と生産物地代收取体系の成立の上に、農民的商品生産の前進と都市経済の成立から、さらに地方的市場の形成、國際的遠隔地市場の拡大とそれに伴う都市経済の繁

榮等の経済的变化が、農民戦争の舞台である地域において起り、ここに領主の貨幣需要の増大<sup>1)</sup>「領主財産の危機」がひきおこされ、ここに封建支配体制の再編成が特殊な形で行われた。中央集権国家権力が無い以上、権力の集中は必然的に地方的な規模で有力領邦諸侯を中心に行われざるを得なかった。それはランデスホーハイトにより下級貴族を自己の支配下に組み入れ、一定の地域の都市と農村の支配を目的とした。勿論このような領邦国家体制の整備は徐々にしか進まず、中小の諸侯が多かったこともこの地域の特徴である。しかし農民を中心とする反封建的な運動の高揚を前にして彼等は結束し、シュヴァーベン同盟を結成し、封建体制の維持強化を意図した。ここでイニシュタイプを取ったのはいうまでもなく有力諸侯であった。下級貴族の内の意識的部分は一五二二年にかかる有力諸侯の支配体制強化に抗議し反乱を起すが、彼等は中世の王権復活を求めただけで、農民や市民との同盟はありえなかった。<sup>(注12)</sup> またこの支配者集団の中には有力都市当局もあり、彼等は諸侯に対し若干の抵抗を示しつつも領邦国家体制の一員となつた。また教会もこの集団の中では大きな地位を占め、中央集権体制の無かつたドイツでは当然のことではあるが、ローマ教会との関係も深かつた。従って農民の反封建的な運動の高揚と共に当然教会の上層部への攻撃も強まり、ルター<sup>1)</sup>の宗教改革の火ぶたが切つておとされるわけである。しかしドイツにおける宗教改革が極めて不徹底となり、たかだか領邦国家体制への教会の従属をもたらし、それと共に、十六、七世紀を通じて

支配者集団の内部で旧教と新教の対立が激化することにならなかつたのは、一に中央集権国家体制の欠如と農民戦争の敗北にあらわされる近代ドイツ市民社会成立の前提条件の未成熟によるものである。<sup>(注13)</sup>

経済的にいって中世後期に起つた変化は次のようなものであつた。中世封建社会における最も基本的な生産部門である農業においては中世盛期以降、直営地体制の崩壊と共に、広範な農民的土地保有の成立がみられ、ここに生産物地代收取を領主の主な収入源とする「純粹グランドヘルンシャフト」が封建領主と農民を取り結ぶ生産関係となる。この変化は農民に相対的な自立性を与え、生産力は一層前進し、人口も増大し、かくして東方への植民運動と共に局地市場都市の広範な成立をみる。中世後期にかけて農民的商品生産も或る程度進み、一定の社会的地域的分業が行われ、ラインの上流を中心とした地方的市場が形成される。かくして十五、六世紀のドイツのヨーロッパ國際遠隔地商業上での地位の向上はこの地域を背景とした西南ドイツ商業資本の活躍によってかちとられたものであるが、麻やバルケント等の織物産業における広範な農村工業も成立し、スイスやティロルや西南ドイツの辺境地帯では農民的商品生産は一層前進した。また葡萄や大青のような換金作物もラインからフランクエン、テューリンゲン地方でも栽培された。しかし生産物地代收取系は強固に維持され、領主経済はなおドイツ本国においては農民経済に對する重大な制限をなしていたし「領主財政の危機」と共に小農

ドイツ農民戦争の歴史的意義

民経済への圧迫は必然化した。これは経済的には諸負担の増加ともなり、政治的には上からの共同体規制を強化し、裁判領主制を擬子としたランデスホーハイトにより村落の自治に制限を与え自己の体制の安定をはかるものであり、地域により、領主により多様な形で行われた。従つて相対的に自立性を得た農民の経営にとっては、これらの圧迫は再版農奴化として受けとられるのも当然であつたし、またして、農民は商品生産の前進と封建的圧迫の強化の中で階層分化を遂げつつあり、農民大衆の大部分にとってはこれらの圧迫は生活を脅がすものでさえあつた。中世後期の農民層の分解について分析したところによれば、一般的には中農の犠牲による貧農、小農の増大と一部富農層の増大である。富農層は種々の手段で土地を集積し、いち早く商品生産者として活躍しえたり、自らの経営にも日備い等を備う一方農村工業や商品作物地帯では商人的活動さえも行い、作業場でのマネー経営や前貸体制で附近の貧農と資本と労働の関係を結ぶものさえあつた。そして地主として又小作等をも行った。しかし封建的土地所有による支配が強固に存続し、東部と異なり粗放経営の条件が少なく、経営の集約化により生産力が発展してきたこれらの地方では、農村工業等による副収入の機会もあつて、資本主義的大経営を農業に成立させる条件に乏しく、分解はむしろ下層部分の零細土地保有や土地無しの小屋住みの層の著しい増大となつて現われた。しかもこの層は絶えず小生産者としての安定性を志向し、止むを得ず脱農化するものが、都市や鉱山町へ流出し、諸侯の傭兵や

乞食となるものさえた。かくしてかなり均等な農民的土地保有の上に成立した村落共同体はこのような分解と共に変質し、一部富農の独占的な地位の強化と多数貧農の権利の減少や喪失がみられ、これらの間には資本と労働、地主と小作等の関係さえ成立した。しかし封建的圧迫の強化は共同体に対しても行われたのであるし、当時変質しつつあったとはいえ、中農もかなり存続し、貧農も小生産者の志向を持ち、共同体にも色々の条件で参加し得たし、富農も亦封建的圧迫と闘う限りにおいてはこれら農民大衆と一致して事に当る必要があり、ここに封建領主に対する自立的な小生産者としての同一性から共同体による抵抗がなされたのである。

中世後期にこれらの地方の諸都市で起った変化は中産的市民層の減少と少数の富裕市民層の致富、下層市民層の増大といえる。尤もこのような変化は遠隔地市場向けの商業、産業が最も積極的に行われたアウグスブルグ市において最も明白な形でみられた。また新興の鉱山都市にも無産労働者の老大な層が造り出されたことはいうまでもない。他の諸都市についても中位の地方的な有力商業産業都市では中産層を残しつつも下層市民の割合は市民の約半数を占めるに到っている。最も変化の少なかったのは人口一〇〇〇以下の小都市、市場町といったところである。そこでこのような変化が都市内部の社会的諸関係をどのように変えたか。これを中産層の中核部分であるツンプト手工業者を中心に行けば、一部親方の富裕化（商人、前貸資本家への転化）多数の小親方の没落、親方層、職人層

た。これは農村での富農層の未成熟と対応している。しかも都市でも中産層の大部分は旧来の中世的な諸関係から抜けきれず、その中で没落するものもかなりあった。これらの没落分子は農村からの流入分子と合して極めて雑多な都市下層市民層を形成していたが、彼等もまた小市民的性格から脱却し近代労働者となるには程遠かった。

さてこのような中世後期の政治的経済的社会的諸条件の下においては、基本的生産部門である農業における領主と農民の対立こそ最も基本的な対立であった。従って十五世紀後半以来澎湃と起った農民の封建領主への抵抗はこのような基本的対立を激化し、社会的政治的危機をもたらした。尤も農民の抵抗はランダスヘルを先頭とする封建領主の小農民経済への経済的圧迫や共同体規制の強化に対し、富農、中農、貧農が夫々の利害に立ちつつも広義の村落共同体に結集して行われたのである。その要求も「十二カ条」に示されるような穏和な共同体の自治の要求と諸負担の軽減若しくは廃止と農奴身分の廃止等の要求が夫々の共同体や地方の特殊性に応じてなされたもので、宗教改革の影響が「神の権利」として入り込んだものの基本的には「古来の権利」による局地的要求に留まった。それは経済的要求を主としつつ村落の自治等の限られた社会的政治的な要求が含まれる穏和なものであった。小商品生産者やブルジョアの富農の明確な要求としての産業、商業の自由は辺境地帯やティロルを除いてはみられなかった。ここに生産物地代体系の下での領主経

ドイツ農民戦争の歴史的意義

の固定化、職人層の無産化等の変化としてあらわれ、さらにその下にツンプトの規制外に立つ手工業者や日傭労働者、乞食等の最下層市民が形成される。そして都市上層部には市参事会を中心とする門閥が形成され、大商人、大手工業者、大地主等が彼等の利益となるような行政、財政政策を行った。なお有力都市の殆どは都市自ら一つの小領邦を領有し、封建領主の一員となっていた。さてこのような社会構成の変化は、この地方の経済的發展に基礎をおくと共に、より大きく中世後期の遠隔地市場（ヨーロッパ対東洋、ヨーロッパ各地方的市場間）の拡大とそこでこの地方の自然的社会的条件の有利さによりひきおこされた経済的繁栄から説明される。そこでフッガーのように織工から身を起し、商業活動により富を蓄積し、流通過程で老大な利潤を獲得する商業資本家の一群が現われた。彼等の活動による販路の拡大が、この地方の生産に刺激を与え、農村工業や鉱山業のような新しい生産部門がこの時期に発展した。しかし国内市場拡大の第一条件である農業における封建的生産関係の解体とそれに伴う農民層の分解の徹底が無い以上、鉱山業での資本労働関係の明白な形成や、都市、農村にわたる前貸制度による事実上の資本労働関係の成立にも拘らず、これら商業資本は生産を外から支配することにならざるをえず、巨大資本は高利貸資本に転化せざるをえなかった。これに対しルターの父ハンスのような新興中産層は極めて未成熟なものであり、封建領主と商人資本の優位の下で僅かに生産活動において小規模の資本労働関係を成立させる程度であっ

た。これは農村での富農層の未成熟と対応している。しかも都市でも中産層の大部分は旧来の中世的な諸関係から抜けきれず、その中で没落するものもかなりあった。これらの没落分子は農村からの流入分子と合して極めて雑多な都市下層市民層を形成していたが、彼等もまた小市民的性格から脱却し近代労働者となるには程遠かった。さてこのような中世後期の政治的経済的社会的諸条件の下においては、基本的生産部門である農業における領主と農民の対立こそ最も基本的な対立であった。従って十五世紀後半以来澎湃と起った農民の封建領主への抵抗はこのような基本的対立を激化し、社会的政治的危機をもたらした。尤も農民の抵抗はランダスヘルを先頭とする封建領主の小農民経済への経済的圧迫や共同体規制の強化に対し、富農、中農、貧農が夫々の利害に立ちつつも広義の村落共同体に結集して行われたのである。その要求も「十二カ条」に示されるような穏和な共同体の自治の要求と諸負担の軽減若しくは廃止と農奴身分の廃止等の要求が夫々の共同体や地方の特殊性に応じてなされたもので、宗教改革の影響が「神の権利」として入り込んだものの基本的には「古来の権利」による局地的要求に留まった。それは経済的要求を主としつつ村落の自治等の限られた社会的政治的な要求が含まれる穏和なものであった。小商品生産者やブルジョアの富農の明確な要求としての産業、商業の自由は辺境地帯やティロルを除いてはみられなかった。ここに生産物地代体系の下での領主経

この中にはヨスのような自らは革新派に属する人もいれば、ガイスマーヤやヒプラーのような急進的革命家もいれば、ヴァイガントのような人もいた) によって主張されたのである。しかしこのような人々の中央集権国家体制とその下での市民的諸改革は農民の間では勿論都市においても少数の意識的な人々によって支持されただけであって、有力諸都市での蜂起は農民の抵抗と都市内部での中産市民層、下層市民層の上層市民層への不満の増大とから局地的小市民的な線で行われたに過ぎなかった。かくしてドイツ農民戦争における農民を主体とした大衆の蜂起は、決して全体としてみればフランス革命の際のような農民的土地所有の確立と絶対王制、封建領主制の廃絶といった目標に向い力を結集するといったようなものではなく、一定のブルジョアの発展をみつゝもなお単一の小生産者として封建領主と対立する階級としての農民が迫り来る封建反動に對し、防衛的にしかし決然と抵抗したものを中心としている。しかしいかに穏和な線でもそれが領主の意図と真向うから対立し、公然と武器をもつて領主から譲歩を獲得しようとする以上、封建的土地所有を自己の政治権力の経済的土台としている封建領主階級にとっては、極めて重大な政治的社会的危機として受けとられ、ここにシエヴァーベン同盟の活躍の根拠があるのである。<sup>(注16)</sup> しかもこのような危機はこの大衆の反封建的な運動の中に、明確な権力打倒をかけたものすら現われて来たことは、彼等の最も恐れるところであった。従って戦争の前半において武力蜂起により止むを得ず譲歩を認め

ところが多くあったが、封建支配者階級の代弁者達はこのような譲歩は農民大衆の意識を革新派の方向へ近づけることとなることを主張し、強い団結と武力鎮圧を以て臨んだ。<sup>(注16)</sup> かくしてドイツ農民戦争はエンゲルスのいうようにドイツの一地方的事件に留まり、その敗北はドイツの政治的分裂を強め、領邦国家体制の強化に役立ち、封建ドイツを向う三世紀もの間存続せしめる結果となった。ところでこのような農民戦争を宗教改革との関連でとらえ、さらに一方では一八四八年のドイツにおける市民革命と対比し、他方では一六四二年の英国革命と一七八九年のフランス革命と比較してその歴史的意義をとらえようとした人がエンゲルスであった。封建制度に對する欧州ブルジョアジーの闘争は三大決戦において頂点に達した。第一は今日ドイツの宗教改革と呼ばれているものであった。教会に反逆せよというルッテルの叫び声に呼応して、二つの政治的叛乱が起った。第一は一五二二年フランク・フォン・ジッキンゲンの率いる下級貴族の叛乱であり、次は一五二五年の大農民戦争である。この二つの反乱が鎮圧されたのは主として事件に最も関係の深かった党派たる都市市民の不決断に依つたものであるが、この不決断の原因は茲では研究しない。これが鎮圧されたその時から、戦闘は退却して個々の諸侯と皇帝の中央権力との争奪戦となり、その結果はドイツが二百年間ヨーロッパの政治的諸民族の列から消え去ることとなった。<sup>(注17)</sup> スミールンはこの評価を継承し「ヨーロッパに市民革命の時代を拓く最初のヨーロッパ封建制への攻撃」といって

<sup>(注18)</sup> 市民革命は第一に政治革命であつてそこでは封建的政治権力の最後の形態である絶対主義中央集権国家体制を打倒し、共和制にせよ立憲君主制にせよ一國のブルジョア的な発展に有利な政治権力が成立する。第二にこの権力の移行の裏には経済的な変革を伴うのであつて、特にその主要な内容としては一國のブルジョアの発展に對つて決定的な制限となる農業における封建的な生産関係の変革、従つて基本的生産手段である土地問題の何等かの解決(フランスの農民革命にしろ英国流のブルジョアの私有権の確立にせよ)をみなくしてはならない。英国、フランスでは夫々独自の仕方でのこのような政治革命が行われた。<sup>(注19)</sup> それでも革命のエネルギーは農民大衆であつたが、都市ブルジョアジーをはじめ農村における富農の指導性が發揮された。このような市民革命の定義からすれば、歴史的成果からみても、また農民戦争における大衆の諸要求からいっても、ドイツ農民戦争を市民革命とよぶことはできない。しかし他の二大國にあつてははるかに古く十四世紀後半に起つた農民の大蜂起が、ドイツにおいては起り得なかつた事情(農民的土地保有成立期と東方植民の時期が重なり、矛盾は一時回避された)と、そのような蜂起が十六世紀初頭になつてはじめて起りえた事情(農民的商品生産の前進と都市を中心とする経済圏の拡大、遠隔地商業の興隆とそれと結びついた資本主義的生産様式の萌芽の誕生、こうした経済的变化に對応しようとする封建反動の強化とそれに対する抵抗としての農民戦争)から英仏の二大蜂起にはみられぬ市民社会への展望をドイツにおいて

はその運動の内に含まざるをえなかつた。元來中世における農民の蜂起はそれ自身封建領主との基本的対立を明確にし、生産力の発展を志向するものとして反封建的な意義をもっている。尤も農民的土地所有なり、封建的土地所有に對立する意味でのブルジョア的土地所有はまだそこでは一般的主張とはなりえない。この意味では今迄みてきたように、ドイツ農民戦争には中世的な農民一揆の性格があることは否めない。しかし初期資本主義の時代にそのような蜂起が起つたことは、一定のブルジョアの発展とあいまつて、中世的な農民蜂起のもつ反封建的性格以上に封建領主体制への危機をつくり出し、宗教改革、反独立運動、都市における市民、平民の運動と共に社会的政治的危機をつくり出した。しかもそれは最も重大な危機として領主の側からみられたことも当然である。ドイツにおいては敗北に終つたこの歴史的事件がヨーロッパ最初の市民革命と市民社会の時代をつげるものとなつたところはこの事件の歴史的意義がある。

注(一) Valentin Lötscher, Der deutsche Bauernkrieg, in der Darstellung und im Urteil der zeitgenössischen Schweizer, SS. 11-35; Hans Nabolz, a. a. O., SS. 228-230. ノーダーツッスマヤナーヤーと Georg Sartorius, Versuche einer Geschichte des deutschen Bauernkrieges oder der Empörung in Deutschland zu Anfang des sechzehnten Jahrhunderts, 1795, SS. 395-398.



- (3) Sartorius, *ibid.*
- (4) 德意志の農民改革者 M. M. Smirin, Die Volksreformation des Thomas Münzer und der große Bauernkrieg, 1952, 1956 の論文を参照。
- (5) Lötscher, a. a. O., S. 13.
- (6) Johannes Janssen, Geschichte des deutschen Volkes seit dem Ausgang des Mittelalters, Bd. 1, 2; Wilhelm Stölze, Der deutsche Bauernkrieg, 1908.
- (7) W. Zimmermann, a. a. O., Buch 1, 2, 3; F. Friedrich Oechsle, Beiträge zur Geschichte des Bauernkrieges in den schwäbisch-fränkischen Grenzländern, 1830. Karl Lamprecht, Das Schicksal des deutschen Bauernstandes bis zu den agrarischen Unruhen des 15. und 16. Jahrhunderts, Preussische Jahrbücher, Bd. 56, 1885; Vergleich, Deutsche Geschichte, Bd. 5/1, Gothein, Die Lage des Bauernstandes am Ende des Mittelalters, vornehmlich in Südwestdeutschland, Westdeutsche Zeitschrift, Bd. 4, 1885.
- (8) Engels, D. B. K. 及びその Zur deutschen Geschichte 所収の諸論文と「空想より科学へ」の英語版序文「史的唯物論の「上」」を参照。
- (9) Adolf Waas, Die große Wendung im deutschen

Bauernkrieg, Historische Zeitschrift, Bd. 158, 159 Smirin, Die Volksreformation ~; Deutschland vor der Reformation, 195.

- (10) Franz, D. B. K.; Nabholz, Zur Fragenach ~.
- (11) 松田智雄「改革者ルンターに於ける所謂農民的性格」『三三』一四二頁、諸田実「ルンター農民戦争」の歴史的前提』史学雑誌六五の二一三。瀬原義生「ルンター農民戦争に於ける富農層の「上」」史林三七の二「ルンター農民戦争の基本的性格」歴史雑誌六五の二〇七。
- (12) Engels, Über den Verfall des Feudalismus und das Aufkommen der Bourgeoisie, Z. D. G., SS. 158-167.
- (13) K. F. Jordan, Ulrich von Hutten, SS. 48-78; Fritz Walsert, Die politische Entwicklung Ulrich von Hutten während der Entscheidungsjahre der Reformation, 1928, Engels, D. B. K., SS. 234-238.
- (14) Justus Hasbagen, Staat und Kirche vor der Reformation, 1931, SS. 558-566; Cornelius, Historische Arbeiten vornehmlich zur Reformationszeit, SS. 558-568.
- (15) Engels, D. B. K., SS. 263-265. 邦訳一八五頁、「同時代のプロテスタントの市民たちをひどく驚愕させた社会顛覆の」事實はその時代の市民社会を月足らずで建設しようという薄

弱な無意識的かついふべきの「上」になかったの「上」。

- (16) K. S. Bader, Deutsch Südwesten, 1950, SS. 186-190; Smirin, D. v. R., S.
- (17) Waas, a. a. O., Bd. 159, SS. 38-50; Smirin, Die Volksreformation ~, 1956, 2. Aufl. SS. 518-558.
- (18) Engels, Die drei großen Entscheidungsschlachten des Bürgertums gegen Feudalismus, Z. D. G., S. 180 f.
- (19) Smirin, Die Volksreformation ~, 1956, 2. Auflage, Einführung, SS. 6-7.
- (20) Christopher Hill, The English Revolution 1640;

Georg Lefebure, Quatre-Vingt-Neuf, 邦訳鈴木泰平訳「フランス革命」イギリスについては大塚久雄「欧州経済史序説」上、角山栄「資本主義の成立過程」フランスについては高橋幸八郎「市民革命の構造」参照。

【附記】上、中、下（一、二）と続いた本稿は恩師高村象平氏をはじめ松田智雄氏、諸田実氏、魚住昌良氏等の指導と援助により慶応義塾大学大学院博士課程の三年で研究した成果である。また三一年度慶応大学学事振興資金による成果の一部でもある。なお本稿はかつて社会経済史学会例会でその一部を報告し、今年度大会でさらに報告をした。